

## 民事再生手続開始の申立てについて

平成 25 年 6 月 3 日

当センターは、前身の財団法人広島県造林公社において、昭和 40 年に分収造林事業を開始して以降、約 1 万 4 千ヘクタールの森林整備を行ってきましたが、事業採算性の悪化に伴い、債務問題が顕在化し、収支改善の見込みが立たなくなったことから、**本日 6 月 3 日午前 11 時、広島地方裁判所に対して、民事再生法による再生手続開始の申立てを行いました。**

※民事再生手続：経済的窮境にある債務者が、事業を続けながら、債権者の同意を得て再生計画を定めることにより債権者との権利関係を調整し、債務者の事業の再生を図る法的整理手続のこと。

### 【申立人（再生債務者）】

〒730-0051 広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号 電話 082-541-6175  
一般財団法人広島県農林振興センター 代表者理事長 小原 辰男

### 【申立代理人】

〒730-0004 広島市中区東白島町 14 番 15 号 電話 082-223-4478  
広島メール法律事務所  
弁護士 中井 克洋  
弁護士 根石 英行  
弁護士 甲斐野 正行  
弁護士 根岸 治  
弁護士 松田 健  
弁護士 菅谷 英美

## 1 申立てに至る経緯

### (1) 事業採算性の悪化

昭和 40 年における事業開始当初は、木材価格が順調に推移していましたが、昭和 55 年頃からの国産木材価格の長期にわたる低迷や労務単価の上昇に伴う事業コストの増大などにより事業採算性が悪化するようになりました。

このため、①平成 11 年度以降の新規植林の中止、②平成 15 年度における経営合理化を目的とした法人の統合、③平成 18 年度から土地所有者の分収割合を 4 割から 3 割に削減する契約変更の着手など、各種の経営改善策を講じてきました。

### (2) 森林資産評価の結果

こうした中で、平成 22 年度、県の事業仕分け、県議会における事業成果の検証及び県の包括外部監査が実施され、「精度の高い長期収支見込みを明らかにした上で、抜本的な対策を検討すること」が求められました。

このため、全事業地を対象とした現況調査結果に基づき、事業終了予定の平成 79 年度までの長期収支見込みを試算したところ、372 億円の赤字となりました。

また、当該現況調査結果を踏まえ森林資産を時価評価したところ、約 7 億 9,900 万円であり、大幅な評価減、債務超過となりました。

## 2 資産等の状況

○清算貸借対照表（平成 25 年 6 月 3 日（申立日）現在）

科 目	金 額
総資産	553,240,399 円
総負債 （うち長期借入金）	46,828,056,890 円 (46,796,246,752 円)
正味財産	▲46,274,816,491 円

## 3 今後の事業展開

分収造林事業については、公益的機能を持続的に発揮させるため、県営林化することとし、平成 25 年度内に県への移行手続を実施します。

分収造林事業以外の事業については、再生手続開始の申立てに先立ち、平成 25 年 4 月 1 日付けで一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（平成 25 年 3 月 21 日設立）へ事業譲渡を行っております。

## 4 今後のスケジュール

- 平成 25 年 6 月 広島地方裁判所が再生手続開始を決定
- 平成 25 年 8 月頃 当センターが広島地方裁判所へ再生計画案を提出
- 平成 25 年 12 月頃 広島地方裁判所が再生計画の認可を決定